

山口県報

令和4年
9月16日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課) 三
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出 (厚政課) 三
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の再開の届出 (厚政課) 三
- 漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) 三
- 漁業災害補償法第二百五条の六第一項の規定による同意 (農林水産政策課) 四
- 公告
令和四年度砂利採取業務主任者試験の実施 (商政課) 四
- 人委規則
等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則 五
- 選管告示
政治団体の名称等 五
- 政治団体の異動事項 五
- 解散等に係る政治団体の名称等 六
- 資金管理団体の異動事項 六
- 公安委規則
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則 六
- 雑報
県報の正誤 (令和四年五月十七日山口県選挙管理委員会告示第五十五号) 六

山口県告示第二百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年九月十六日から同年十月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和四年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同法第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。



種 類	酸化分解処理槽				総合排水処理施設				項目		汚水等の状態の値						
	処理後		処理前		処理後		処理前										
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	常	最				
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)				
種 類	七四		三七一タ		〃		〃		〃		〃		〃				
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	常	最	通	常	最	
水素イオン濃度 (水素指数)		〃	〃	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九	〃	〃	〃	
化学的酸素要求量 (mg/l)		〃	〃	〃	九〇六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇八	〃	〃	〃	
浮遊物質量 (mg/l)		〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四四・三	〃	〃	〃	
鉍油類 (mg/l)		〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四四・三	〃	〃	〃	
窒素 (mg/l)		〃	〃	〃	二二三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五二	〃	〃	〃	
燐 (mg/l)		〃	〃	〃	一三三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五二	〃	〃	〃	
汚水等の一日当たりの量 (m ³)		二、九四九、五七〇	二、九四九、三三〇	二、九四九、五七〇	二、九四九、三三〇	二、六九九、一五	二、四九九、〇五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量															
	七四		三七一タ													
	変更後	変更前	変更後	変更前												
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質量 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)					
種 類	七四		三七一タ		〃		〃		〃		〃					
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	常	最			
水素イオン濃度 (水素指数)		〃	〃	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九			
化学的酸素要求量 (mg/l)		〃	〃	〃	九〇六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇八			
浮遊物質量 (mg/l)		〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四四・三			
鉍油類 (mg/l)		〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四四・三			
窒素 (mg/l)		〃	〃	〃	二二三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五二			
燐 (mg/l)		〃	〃	〃	一三三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五二			
汚水等の一日当たりの量 (m ³)		二、九四九、五七〇	二、九四九、三三〇	二、九四九、五七〇	二、九四九、三三〇	二、六九九、一五	二、四九九、〇五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五	二、四八五、八五

備考 「三七一タ」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口		項目		排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前		
	〃	〃	〃	八	水素イオン濃度 (水素指数)	常
	〃	〃	〃	九、六	大	最
	〃	三	〃	二・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	常
	〃	五	〃	四・三	大	最
	〃	一〇	〃	六	浮遊物質量 (mg/l)	常
	〃	二〇	〃	一三	大	最
	〃	〃	〃	一	鉱油類 (mg/l)	常
	〃	一・三	〃	〇・九	窒素 (mg/l)	常
	〃	二・二	〃	一・二	大	最
	〃	〃	〃	〇・一	燐 (mg/l)	常
	〃	〃	〃	〇・二	大	最
	二、九四九、五七〇	二、九四九、三三〇	一三三九、九六〇	二四〇、二〇〇	通	常
	二、九四九、六四八	二、九四九、四〇八	一三三九、九六〇	二四〇、二〇〇	大	最

山口県告示第二百七十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市野村南町四八三八の一の一部
- 二 特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

山口県告示第二百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十條の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和四年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 齊藤外科 山口市吉敷下東二丁目一〇番一号 令和四、六、三〇
療 称 機 在 地 休 止 年 月 日

山口県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十條の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を再開した旨の届出があった。

令和四年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医 齊藤外科 山口市吉敷下東二丁目一〇番一号 令和四、七、一一
療 称 機 在 地 再 開 年 月 日

山口県告示第二百七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八條第五項において準用する同法第百五條の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八條第二項の規定による同意があったと認めた。

令和四年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
三見区域		主として底びき網又は沖建網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業	

山口県告示第二百七十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

令和四年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

加	入	区	区	分
小野田、藤曲浦、新宇部加入区 下関南風泊加入区		のり等養殖業（のり養殖業） わかめ養殖業		



(一五五) 令和四年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和四年九月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和四年十一月十一日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号
山口県庁商工労働部一号会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験願書の受付期間

令和四年十月十一日（火曜日）から同月二十一日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月二十一日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）
山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和四年十一月三十日（水曜日）とし、可否を受験者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメー

トルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	二百円
二部以上三部以下	百四十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。



等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則(平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表のロ 公安職給料表等級別職務区分表五級の項及び七級の項中「警備調査官の職務」を「警備調査官の職務」「警備対策官の職務」に改める。

附則

この規則は、令和四年九月二十日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出が

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年九月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年)月日
江原けんじ後援会	木山 義雄	原田 正廣	長門市油谷伊上2202		令和4、27
中島しゅうじ後援会	江原 健二	岡村 彰夫	仙崎888の1		" "
長本好政後援会	長本 好政	長本 好政	下関市彦島杉田町2丁目/番3号		" 26

山口県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年九月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		備考(異年月日)
		代表者	異動内容	
自由民主党山口県第四選挙区支部	安倍 昭恵	国会議員関係の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項の国会議員関係の政治団体	令和4、8
安倍晋三後援会	畑村 剛	"	政治資金規正法第19条の7第2項の国会議員関係の政治団体	" "
近藤康夫後援会	近藤 康夫	会計責任者	近藤 裕子	" 7
	代表者	小林 拓宏	福井 武	

近藤康夫と未来を拓く会	小林 拓宏	会計責任者	近藤 裕子	小林 拓宏	〃
末永義美新市創生会	末永 義美	事務所	美祿市大瀬町4 東分3254の4	美祿市大瀬町5 東分3417の5	〃 4、1
新田健介後援会	吉村 学俊	代表者	吉村 学俊	久保田浩史	〃 7、〃
山口県医師連盟	加藤 智栄	〃	加藤 智栄	河村 康明	〃 6、16
山口政経研究会	畑村 剛	国会議員関係 政治区分	国会議員関係 政治区分以外	政治資金規正 法第19条の7 に属する国会議員 関係	〃 7、8
		会計責任者	伊藤 真一	清水 暢	

山口県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年九月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
河原一博後援会	小野 道雄	河原 圭子	阿武郡阿武町大字奈古992	令和3、 12、31
くらなり幹也後援会	末廣 光啓	山本 建夫	山口市平井1375	〃 〃 28
秘理士による河村建夫後援会	原田 鉄也	畑 善高	宇部市松山町2丁目7番15号	令和4、 5、1
TAC河村建夫政経研究会	金重 泰夫	高野 典介	〃 寿町3丁目5番13号	〃 〃 〃
とくしげ謙二後援会	新村 一男	山本 章史	周南市野村南町4976	〃 3、31

山口県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年九月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の異動事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備考 (異動日)
下村 太郎	下村太郎後援会	公職の種類	柳井市議会議員 柳井市長	令和3、 11、28



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「特殊詐欺対策室を」の下に「警備部警備課に警備対策室を」を加える。

附 則

この規則は、令和四年九月二十日から施行する。



正 誤

令和四年五月十七日山口県選挙管理委員会告示第五十五号（政治団体の名称等）

ページ	録	題 所
六	上	衆中

監

政治団体の名称	代 表 者	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 考 (年 月 日)
	氏 名				
国民民主党山口県総支部連合会	大内 一也	大内 一也	周南市新地町15番23号	政治資金規程第19号に定める国会議員関係政治団体	令和4、3、31

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 考 (年 月 日)
木原愛子後援会	木原 アイ	木原 智成	下松市大字東豊井1944の7		令和4、3、1

出

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 考 (年 月 日)
国民民主党山口県総支部連合会	大内 一也	大内 一也	周南市新地町15番23号	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党(国民民主党)の支部	令和4、3、31
木原愛子後援会	木原 アイ	木原 智成	下松市大字東豊井1944の7		〃 〃 1

令和四年九月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁